

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白川町は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

白川町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など町民の健康増進のために必要な健康増進事業を実施し、その記録の管理等の事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第17条第1項に規定する栄養指導及び保健指導の実施に関する事務 2 法第19条の2の規定による健康増進事業の実施に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診受診者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76の項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 特定個人情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 (2) 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 2. 特定個人情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の項 (2) 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白川町総務課 〒509-1192岐阜県加茂郡白川町河岐715 電話0574-72-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白川町総務課 〒509-1192岐阜県加茂郡白川町河岐715 電話0574-72-1311

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 高木 昇	保健福祉課長 杉山哉史	事後	軽微な変更のため
令和4年3月11日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一76	番号法第9条第1項 別表第一 76の項 行政手続法における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第54条	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始に伴う 変更
令和4年3月11日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実 施の有無	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始に伴う 変更
令和4年3月11日	I 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法 令上の根拠		1. 特定個人情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の 項 (2) 行政手続法における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 2. 特定個人情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第2の102の2の 項 (2) 行政手続法における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務および情報を定める 命令第50条	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始に伴う 変更
令和4年3月11日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長 杉山哉史	保健福祉課長	事後	軽微な変更のため
令和4年3月11日	II 1. いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	軽微な変更のため
令和4年3月11日	II 2. 特定個人情報ファイル取 り扱者は500人以上か	500人未満	500人以上	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始に伴う 変更
令和4年3月11日	II 2. いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	軽微な変更のため
令和4年3月11日	IV 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託	委託しない	十分である	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始に伴う 変更
令和4年3月11日	IV 5. 特定個人情報の提供・ 移転	提供・移転しない	十分である	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始に伴う 変更
令和4年3月11日	IV 6. 情報提要ネットワークシ ステムとの接続	接続しない	十分である	事前	情報提供ネットワークシステム による情報連携の開始に伴う 変更